

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について

計24枚（本紙を除く）

Vol.667

平成30年7月19日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）

FAX：03-3503-2167

老発 0719 第1号
平成 30 年 7 月 19 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行 に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 30 年政令第 213 号）」が本日公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとされた。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）等については、追って 7 月中に改正する予定であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）の一部（平成 30 年 8 月 1 日施行分）の施行に伴い、必要な政令の整備を行うもの。

第2 改正の内容

現在、介護保険制度においては、サービスを利用した場合の利用者負担は原則 1 割、一定以上所得者については 2 割としているところ、改正法により、平成 30 年 8 月 1 日から 2 割負担となる所得を有する者のうち特に所得の高いものについては利用者負担を 3 割とすることとされている。その基準となる所得の算定方法と金額を以下の通り定める。

【政令で定める基準について】

3割負担の基準については、第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額が220万円以上の場合とする。

ただし、上記に該当する場合であっても、年金収入+その他の合計所得金額(※)が、

- ・ 世帯に他の第1号被保険者がいない場合 340万円
- ・ 世帯に第1号被保険者が2人以上いる場合 463万円

未満の場合は、3割負担とはせず、2割負担又は1割負担とすることとする。

※ 給与収入や事業収入等から、給与所得控除や必要経費を控除した額で、雑収入のうち、年金収入に係るものを除いた額。

なお、市町村民税非課税の者又は被保護者の場合は、上記に該当する場合であっても一律1割負担とすることとしている。

第3 施行期日

平成30年8月1日

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年七月十九日

政令第二百三十三条

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二条）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）
第 条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百四十二条）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「百分の八十」を「百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の七十」に改める。

第十二条第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同项各号」に、「第三項」を「第三項第一号、第四項及び第六項第一号」に改め、同条第二項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

5 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

第三十二条の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百」を加え、「割合」を「割合」に加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から三分之三十」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改め、同項第三号中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、「八十分の二十」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十」を加え、「割合」を「割合、法第六十条第三項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から三分之三十」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第三市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改める。

第二十五条第一号中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に、「百分の八十」を「百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の七十」に改める。
第二十九条の二第一項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同项各号」に、「第三項」を「第三項第一号、第四項及び第六項第一号」に改め、同条第二項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条に次の三項を加える。
4 法第五十九条の二第二項に規定する所得の額は、予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6 5 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二 第三項第二号又は第三号に掲げる場合

第二十九条の二第一項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百」を加え、「割合」を「割合」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同项各号」に、「第三項」を「第四項第一号、第五項及び第七項第一号」に改め、同条第三項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、同条第四項第一号中「零とする」の下に「第七項第一号及び」を加え、同条に次の三項を加える。

5 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

第二十二条の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の七十を超えて百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という）で除して得た割合」に改め、同条第二項第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の二十」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十」を加え、「割合」を「割合、法第六十条第三項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から三分之三十」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第三市町村特例割合で除して得た割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第三市町村特例割合」という）を控除して得た割合」に改め、同条第二項第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の二十」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改める。

市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改める。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

新旧対照条文
目次

○ ○	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ ○	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（第二条関係）	9
○ ○	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第三条関係）	13
○ ○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第四条関係）	16

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現 行	案	正 改	（居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）
			<p>第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の七十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。）当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額</p>
			<p>（居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）</p> <p>第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては百分の八十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。）当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額</p>

二・三 （略）

二・三 （略）

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二条の二 法第四十九条の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合においては、前々年。第四項第一号、第五項及び第七項第一号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。

2 (略)

3 法第四十九条の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする。

(略)

4 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

5 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

6 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

7 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二条の二 法第四十九条の二に規定する所得の額は、同项各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合においては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。

2 (略)

3 法第四十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

(略)

4 (新設)

(新設)

(新設)

五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超える百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等

（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）

が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二第一項）の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第三市町村特例割合で除して得た割合、次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）

が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合、次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

二 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等（以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス費（居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該要介護被保険者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第一市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第五十九条の二の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第一市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三

合を第二市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第三項

項、第四項及び第八項において同じ。) を乗じて得た額

の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第三市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三項、第四項及び第八項において同じ。) を乗じて得た額

3 11 四 (略)

(介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合については百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の七十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。）当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

項、第四項及び第八項において同じ。) を乗じて得た額

3 11 四 (略)

(介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては百分の八十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。）当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

二・三 (略)

二・三 (略)

(介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項第一号、第四項及び第六項第一号において同じ。）の合計所得金額とする。

2 法第五十九条の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする。

(略)

4 法第五十九条の二第二項に規定する所得の額は、予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

5 法第五十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

6 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、三百四十万円）に満たない場合

二 第三項第二号又は第三号に掲げる場合

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定める

(介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十九条の二 法第五十九条の二に規定する所得の額は、同項各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額とする。

2 法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定める

ところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第三市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2
11
（略）

ところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2
11
（略）

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
3 2	（略）	（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等） 第二十二条の二 法第四十九条の二第一項に規定する所得の額は、同项各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年。第四項第一号、第五項及び第七項第一号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第三十七条の二第一項又は第三十八条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。	（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等） 第二十二条の二 法第四十九条の二に規定する所得の額は、同项各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第三十七条の二第一項又は第三十八条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。
4	法第四十九条の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする。	4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について	4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について
3 2	（略）	法第四十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。	法第四十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第七項第一号及び次条第七項において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいなない場合にあっては、二百八十万円）に満たない場合

二・三（略）

5 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の合計所得金額とする。

6 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着

、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。次条第七項において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいなない場合にあっては、二百八十万円）に満たない場合

二・三（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着

型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費の合計額(以下「介護サービス費合計額」という。)に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百分の百以下)で除して得た割合(以下「第一市町村特例割合」という。)に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百分の百以下)で除して得た割合(以下「第二市町村特例割合」という。)に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては七十分の百分の百以下)で除して得た割合(以下「第三市町村特例割合」という。)を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等(法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等(介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。)に係る次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者(被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。)に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除

型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費の合計額(以下「介護サービス費合計額」という。)に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百分の百以下)で除して得た割合(以下「第一市町村特例割合」という。)に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては七十分の百分の百以下)で除して得た割合(以下「第二市町村特例割合」という。)に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては七十分の百分の百以下)で除して得た割合(以下「第三市町村特例割合」という。)を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等(法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等(介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。)に係る次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者(被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。)に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除

して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

3
11
(略)

して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た

3
11
(略)

額

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特

定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合

計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合

にあっては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用され

る場合にあっては七十分の三十、法第五十条第一項の規定が適

用される場合にあっては百分の百から第一市町村特例割合を控

除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条

第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第二市

町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除し

て得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百

分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町

村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第八項におい

て同じ。）を乗じて得た額

二
四
(略)

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第三条関係）

(傍線の部分は改正部分)

現行	改案
<p>第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入、借受け又は修理（第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防</p>	<p>第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入、借受け又は修理（第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防</p>

サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合に九十分の百（同法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費、同法第五十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費、同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②
⑥
(略)

防サービス費の合計額を控除して得た額

サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費、同法第五十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費、同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②
⑥
(略)

[

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現行	案	改正	現行
（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）	（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）	（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）	（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）
第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。	第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第二号に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。	第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第二号に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。	第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第二号に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。
三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十	三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超	三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同	三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五

条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四・五 （略）

2
25

6 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者（以下この項及び次項において「特定給付対象者」という。）については、当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合は当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるも

え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四・五 （略）

2
25

6 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者（以下この項及び次項において「特定給付対象者」という。）については、当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合は当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるも

のに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号イにおいて「居宅介護サービス費等」という。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定が適用される場合にあつては百分の百をこれで除して得た割合（次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。）

二 （略）

7 前項第二号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項又は第五十九条の二第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下

のに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号イにおいて「居宅介護サービス費等」という。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合（次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。）

二 （略）

7 前項第二号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下

六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額をもつて障害福祉相当介護保険サービス費用を除して得た率をいう。

8
(略)

の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額をもつて障害福祉相当介護保険サービス費用を除して得た率をいう。

8
(略)